

宗教的輸血拒否に関する当院の方針について

岩見沢市立総合病院は、宗教上の理由などにより輸血を拒否する患者の皆様に対して下記のように「相対的無輸血」の基本方針で診療します。

「本人の意思に関わらず、緊急性のある輸血は行う。無輸血治療を希望の場合、できる限りその意向に沿った治療を行うが、経過中に輸血が必要となった場合は輸血を行う」

- ・ 当院のガイドラインに沿って出来る限り最善を考える医療を行います。
- ・ 「絶対的無輸血」を前提とするエホバの証人が提示する「免責証書」、「医療に関する継続的委任状」など、当院の方針と相違するものには受理、署名をいたしません。
- ・ 輸血療法が必要な場合には十分に説明を行い、ご理解を得るように努力しますが同意を得ることが出来ない場合は転院をお勧めします。

「絶対的無輸血」

患者の意思を尊重し、たとえ生命の危機に陥るとしても輸血を行わない立場・考え方

「相対的無輸血」

患者の意思を尊重して可能な限り無輸血治療を行うが、生命維持のために輸血が必要と判断した場合には輸血を行うという立場・考え方